

8 特定有人国境離島地域の地域社会の維持

領海基線を有する離島又はそれと一体性のある離島で、かつ、日本国民の居住している有人国境離島地域は、領海及び EEZ の保全等に関する拠点となります。この拠点としての機能を維持するため、平成 28 年 4 月、議員立法により「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(平成 28 年法律第 33 号)が成立し、平成 29 年 4 月に施行されました。

有人国境離島地域(29 地域 148 島)の中でも、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるものは、特定有人国境離島地域(15 地域 71 島)とされているところ、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るため、内閣府においては、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を創設し、①離島住民向けの航路・航空路の運賃の低廉化、②農水産物やその原材料等の移出入に係る輸送コストの低廉化、③雇用機会の拡充、④滞在型観光の促進に係る支援を実施しているところです。

具体的には、雇用機会の拡充では、長崎県五島市(福江島)における 1 棟貸しのサテライトオフィス及びヴィラ施設の運営受託や、東京都八丈町(八丈島)における島内産レモンを使用したアルコール飲料の商品開発及び販売を行う事業の創業等を支援しています。滞在型観光の促進では、各島における自然や文化遺産等の地域資源を活かした滞在型観光プランの造成や企画乗船券・航空券の造成等を支援しています。

こうした支援を行うことにより、長崎県五島市や小値賀町では令和 2 年に人口の社会増を達成することができました。昨年より、新型コロナウイルス感染症が拡大し、特定有人国境離島地域の地域経済は観光産業を中心として大きな影響を受けていますが、地域経済の回復に寄与できるよう上記取組を着実に実施していきます。



特定有人国境離島地域位置図



離島カード

令和 3 年 3 月には、特定有人国境離島地域における情報発信の強化を目的として、コレクションカードである「離島カード」を発行しました。「離島カード」をきっかけに特定有人国境離島地域に関心をもってもらえるよう、情報発信に努めます。